

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第二百二十四號

度量衡法施行令第十四條ニ依リ氣高郡内十六ヶ村度量衡器、計量器第一種取締左ノ通り執行ス

昭和十七年四月二十八日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

檢 査 期 日

出時限

檢査區域

檢査場所

昭和十七年五月十一日

自午前八時
至午後三時

神戸村特設度量
衡檢査場

同 五月十二日 同

美穂村

美穂村 同

同 五月十三日 同

大正村

大正村 同

同 五月十四日 同

東郷村

大正村 同

同 五月十五日 同

明治村

豐實村 同

同 五月十六日 同

大郷村

大郷村 同

昭和十七年四月二十八日
第千三百二十八號

火 曜 日

本書ノ大半サハ國定規格A5判

同 五月十七日 同
同 五月十八日 同
同 五月二十日 同

湖山保村 湖山村 同
松代水村 同
千代水村 同
末恒村 同
瑞穂村 同
酒津村 同
寶木村 同

鳥取縣告示第二百二十五號

昭和十二年十二月鳥取縣告示第七百四十二號鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程中左ノ通改正ス

昭和十七年四月二十八日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

第十二條 金融機關ハ各貸付毎ニ其ノ貸付額ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ損失補償料トシテ縣ニ納付スベシ但シ中小商工業々務轉換ノ爲必要ナル資金ノ貸付ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ前項ノ損失補償料ハ貸付ノ後遲滞ナク納付スベシ

第十三條第二項ヲ削ル

附 則

00288

第二十八條 第十二條ノ規定ハ昭和十七年度ヨリ之ヲ適用ス但シ昭和十六年度ニ於ケル貸付ニ對スル損失補償料ハ昭和十七年度分ヲ限リ從前ノ例ニ依リ之ヲ納付シ昭和十八年度以降ノ損失補償料ハ之ヲ納付スルコトヲ要セス

昭和十五年度以前ニ於ケル貸付ニ對スル昭和十七年度以降ノ損失補償料ハ之ヲ納付スルコトヲ要セス

◆鳥取縣告示第二百二十六號

左記ノ通公有水面埋立ノ件免許セリ

昭和十七年四月二十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 埋立ノ免許ヲ受ケタル者 東伯郡八橋町大字丸尾七四
- 一 埋立ノ場所 東伯郡浦安町大字上伊勢字東松山字小屋畑字上松山字上田分同郡下郷村大字大江字東宮城字吉祥寺字草森地先加勢蛇川公有水面
- 一 埋立ノ面積 參町八反五畝拾參歩
- 一 埋立ノ目的 耕地造成
- 一 工事着手及竣功期間 免許ノ日ヨリ十五日以内ニ着手シ着手ノ日ヨリ昭和十九年三月三十一日迄ニ竣功

◆鳥取縣告示第二百二十七號

昭和十五年九月鳥取縣告示第九十六號ヲ以テ告示ニ依ル職業紹介法第四條ニ依リ國民職業指導所ニ設置スベキ聯絡委員ノ定數ヲ左ノ通變更ス

昭和十七年四月二十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取國民職業指導所管轄内 二二四名
米子國民職業指導所管轄内 二一六名
倉吉國民職業指導所管轄内 二一三名
八頭國民職業指導所管轄内 二五名
根雨國民職業指導所管轄内 七九名

◆鳥取縣告示第二百二十八號

東伯郡矢送村關金第二耕地整理組合ハ目ノ事項ノ完成ニヨリ解散セリ

昭和十七年四月二十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

◆鳥取縣告示第二百二十九號

東伯郡社村耕地整理組合ハ目ノ事項ノ完成ニヨリ解散セリ

昭和十七年四月二十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

◆鳥取縣告示第二百三十號

西伯郡弓濱南部耕地整理組合規約變更ノ件認可セリ

昭和十七年四月二十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

◆鳥取縣告示第二百三十一號

岩美郡富桑村耕地整理組合長同副長左ノ通選任ノ件認可セリ

00289

昭和十七年四月二十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

◆鳥取縣告示第二百三十二號

當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通指定セリ

昭和十七年四月二十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

專門科名 診療所所在地 氏 名 指定年月日

産科 東伯郡倉吉町大字 昭和十七年四月二十三日

婦人科 越殿町 厚生病院 水谷 千彌

◆鳥取縣告示第二百三十三號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年十一月鳥取縣告示第九百二十一號ハ之ヲ廢止ス

昭和十七年四月二十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣煉炭商組合

(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ煉炭又ハ煉炭附屬品等ノ販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

愛知縣産土器最高販賣價格 (單位一組又ハ一ヶ)

品名	品柄	寸法	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
無灰煉炭	外部土燒	八寸五分	一、〇五	一、四二
規四寸用	塗内部珪藻土製	七寸五分	一、〇五	一、四二
式四寸用	塗内部珪藻土製	七寸五分	一、〇五	一、四二
一 升 炊	色塗裝	一尺五分	一、〇五	一、四二
二 升 炊	同	一尺二寸	一、〇五	一、四二
三 升 炊	同	一尺三寸	一、〇五	一、四二
四 升 炊	同	一尺四寸	一、〇五	一、四二
五 升 炊	同	一尺五寸	一、〇五	一、四二

00290

煉炭火鉢	ヌタ打漆	一尺一寸	一尺五分	一、七九	二、四一
同	塗裝	同	同	二、〇一	二、七一
同	柄人漆二	同	同	二、四三	三、二八
同	同	一尺二寸	同	二、七六	三、七二
同	同	一尺三寸	同	三、二四	四、三七
同	同	一尺四寸	同	三、一八	四、二九
同	同	一尺一寸	一尺二寸	二、七六	三、七二
同	同	同	一尺一寸	二、七六	三、七二
同	同	一尺五寸	一尺五分	五、四〇	七、二九
同	同	一尺四寸	同	四、七四	六、四〇
同	同	一尺三寸	同	四、〇七	五、四九
同	同	一尺二寸	同	三、五八	四、八三
同	同	一尺一寸	同	三、一七	四、二八
同	同	一尺五寸	同	五、七六	七、七八
同	同	一尺四寸	同	五、〇四	六、八〇
同	同	一尺五寸	同	六、三六	八、五九
同	同	一尺三寸	一尺寸五分	九、九六	三、四五
同	同	漆塗裝	八寸七寸	一、二八	一、七三
同	同	同	同	一、二八	一、七三
同	同	同	同	二、二八	三、〇八
同	同	同	同	一、八六	二、五一

蒸籠用開
閉器一升 鐵 製 一、九一 二、五八

同二升用 同 二、一一 二、八五

同三升用 同 二、三三 三、一五

同四升用 同 二、五七 三、四七

同五升用 同 二、七九 三、七七

一 本表價格ハ賣主店先又ハ賣主倉庫渡價格トス

(ロ) 實施ノ日 昭和十七年四月二十八日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
(ロ) 認可價格及其ノ實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第百三十四號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル種子用大麥及裸麥ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年四月二十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

種別	單位	生産者庭先渡最高販賣價格	備考
大麥種子	一升	一、二二	但シビール用大麥
裸麥種子	同	一、三五	種子ヲ除ク
一	本表價格ハ荷造包裝費ヲ含ムモノトス		
二	本表價格ハ鳥取縣農會ノ斡旋セルモノノ價格トス		

00291

彙報

大東亞戰爭完遂

簡易保險一億新加入運動

一併、保險規則の改正

(振興課)

◇簡易保險の制度は浮動購買力を吸収してこれを長期に固定資本化すると共に、戦時國民生活の安定確保に資するところ甚だ大であつて、戦時貯蓄として極めて適切な性格を具へてゐるものであるが、大東亞戰爭完遂の爲には國民貯蓄の増強並に戦時國民生活の確立は益々焦眉の急となつてゐるので、今回大藏省及び逓信省は共同して「大東亞戰爭完遂簡易保險一億新加入運動」を實施することとし運動期間を五月中としてラジオ放送・常會周知事項への挿入・新聞雑誌への記事廣告・講演映畫・紙芝居等によりその周知方を講ずると共に、部落會・町内會・隣組等との連絡を圖り、或は股賑産業方面等の協力を求めて募集工作を展開することとなつた。

◇そも、簡易保險は大正五年十月一日より始められ、爾後順調なる發達を遂げ、特に支那事變發以來は非常なる急激發達をして現在件數五千五百余萬件(人口比率で七〇%)、保險金額百二十億圓に及んでゐる。

しかし大東亞戰爭發以來我が經濟情勢は格段な變化を來したので簡易保險もこの變化に順應して去る四月一日より次の如き改正を見てゐるのである。

◇即ち第一に、簡易保險の最高保險金額は從來一入につき七百圓となつてゐたが、この四月からこれを一千圓までに擴張された。

これは經濟情勢の變化につれて物價も昂騰し、萬一の場合又は老後の生活安定の爲にも、保險金額の増大を要するに至つた爲と、一面また大東亞戰爭を勝ち抜く爲には國民貯蓄の増加が絶對必要であるため、政府では今年度國民貯蓄増加目標額を二百三十億と決定されてゐる事情もあるもので、簡易保險としてもこれに副ふ意味でその最高限度を千圓に引上げて、保險による貯蓄を多からしめやうとしてゐるのである。

◇次に簡易保險には成人保險と小兒保險とがあつて、從來成人保險は十二歳以上となつてゐたが今回これを十歳より成人保險に加入し得ることとなつたのである。これは小兒保險は小兒對手の保險である爲に保險金も少く、従つて比較的年齢の多い小兒はこの

00292

制度の利用が少い傾向もあり、且つ從來の制度では小兒としての保険に缺けたところもあつたのでこれを改正し、成人保険の加入は十歳以上と改められたのである。

◆第三に、契約者が受取人を指定しないで被保険者の死亡した場合、受取人となるべき人の順位を明確に定めたことである。従来簡易保険では被保険者が死亡した場合、保険人が保険金受取人を指定してゐない時は民法の相続規定によつて保険金を支拂ふことになつてゐたのであるが、これが爲には面倒な手續を要する場合があり、又時には被保険者と關係の薄い者に保険金が支拂はれる場合もあつて實情に添はない缺點もあつたのでこれを改正して受取人の指定してない場合には第一に被保険者の妻(内縁關係を含む)第二に子、第三に父、次に母、孫、祖父、祖母、兄弟姉妹戸主等順序を明確に定められたのである。

◆以上今回改正の要點を説明したが簡易保険は前にもいふやうに、國民生活の保障を厚くするのみでなく購買力の吸収を圖つて蓄積したお金を以つて國家の財政經濟政策に貢献し、國家に協力して大東亞戰爭完遂の爲に盡す銃後國民の重大な役割を有するものであるから、今回の一億新加入運動を機會に一層各位の努力によつて國民貯蓄に邁進されるやう切望する次第である。

健民運動の實施

五月一日から八日間

(衛生課)

目下我が國は構壯にして勇大なる大東亞戰爭を戦つてゐる。而して之が終局の目的に向つて一億一心、銃前銃後を擧げて總進軍してゐるのである。此の終局の目的たる大東亞共榮圈を建設し、其の悠久にして健全なる發展を圖るは皇國の大使命である。

之が目的達成のためには我が民族の永遠に發展すべき民族にして大東亞共榮圈の確立、並に發展の指導者たるの矜持と責務上にして永續的な發展増殖と其の質の飛躍的向上とを圖るの要緊なるものがあるため、此處に於て縣では

皇國の使命達成は國民精神の作興に努めると共に、皇國民族の量的及び質的の飛躍的増強を基本條件とするの認識を徹底せしめる

ことを目標とし、來る五月一日から八日まで皇國民族精神の昂揚出生増加と結婚の奨励、母子保険の徹底、体力の錬成、國民生活の合理化、結核及び性病の豫防撲滅等數項目に至る健民運動の

00293

を展として聖戰目的完遂の一助たらしめることとなつた。其の要項は次の如くである。

◆實施方策

一 皇國民族精神の昂揚

皇國民族は永遠に發展すべき民族たるの自覺を鞏固にすると共に、個人を基礎とする世界觀を排して國家と民族とを基礎とする世界觀を確立し、質的量的に飛躍發展するの重要性を充分納得理解せしめるやう之が徹底を圖ること。

(イ) 期間中適當の日を選び皇國民族精神の昂揚に關する講演會を開催し多數聽講せしめること。

(ロ) 五月八日(大詔奉戴日)には官廳、學校、會社、工場、事業場は勿論部落會、町内會等に於て産土神社に參拜し心身の健全を祈願すること。

二 出生増加と結婚の奨励

出生増加を圖るため今後十年間に結婚年齢を現在に比し概ね三ヶ年早めると共に一夫婦の出生數平均五兒に達することを目標とする。

(イ) 人口増殖の基本的前提として不健全な思想の排除に努めると共に健全な家族制度の維持強化を圖ること。
(ロ) 適齡結婚及び健康結婚の奨励に努めること。

(ハ) 會社、工場等に於ては結婚相談所を設けて積極的に結婚の紹介、斡旋、指導に努めること。
(ニ) 高等女學校及び女子青年學校等に於ては母性の國家的使命を認識せしめ、保育及び保健の智識、技術に關する教育を強化徹底すること。

(ホ) 女子を雇傭する者は結婚を阻害する如き雇傭及び就業條件を緩和又は改善すること。

(ヘ) 結婚費用の徹底的軽減を圖ると共に會社、工場等に於ては婚資貸付制度を創設する等結婚行事の改善に努めること。

三 母子保険の徹底

(一) 母性の保護

(イ) 母性保護に關する知識を普及せしめるため、婦人團體を對象として講演會を開催すること。

(ロ) 工場其の他女子を使用する場所に於ては醫師をして健康診断を行はしめ母性保護指導に當らしめること。

(ハ) 市町村にあつては在住の産婆をして妊産婦の家庭を訪問せしめ之を診察し健康上異常ある者を發見した場合は最寄醫師の診察指導を受けしめること。

(ニ) 工場其の他女子を使用する事業主は常に従業員の作業並

00294

に健康状態に注意し、過勞防止に努めると共に榮養増進に努めること。

(二) 乳幼児の保護育成

(イ) 高等女學校、女子青年學校及び女子を雇傭する工場其の他婦人團體に於て、育兒知識及び愛育思想の普及を圖るため講演會を開催すること。

(ロ) 市町村にあつては在任の巡回指導婦をして乳幼児の家庭を訪問せしめ、乳幼児の健康状態を視察して育兒上の指導に當らしめ、異常者を發見した場合は最寄醫師と連絡の上最善の策を講ずること。

(ハ) 市町村にあつては醫師並に産婆と協議して赤ん坊審査會を行ひ、優良なる乳幼児に對しては之を表彰すると共に其の育兒状態を調査し一般に之を周知せしめる方法を講ずること。

(ニ) 農村にあつては農繁期託兒所を設けて育兒指導に努めること。

四 体力の錬成

(イ) 國民体力は國家活動力の源泉にして國運伸張の基礎である従つて國民体力の向上を圖り雄健なる國民を錬成することは國防力に培ひ、又産業勞働力に培ふ所以なることを強調し、

講演會、座談會等を開いて廣く体力錬成に關する科學的知識の普及に努めること。

(ロ) 官廳、學校、工場、部落會、町内會等に於ては毎朝(又は適當な時間)ラヂオ体操を勵行すること。

(ハ) 職場、各種集會等に於ては適當な時間を選び大日本厚生体操を實行すること。

(ニ) 通學、通勤は勿論短距離の地に旅行する場合等に於ては成るべく乗物を排して徒歩に依るやう努めること。

(ホ) 開墾、土地改良、耕耘、草刈、田植、摘桑、麥刈、除草、堆肥の造成又は收穫物及び肥料の運搬、製炭等の作業を選擇して集團勤勞作業を實施すること。尚ほ學校、工場等では學徒、從業員の勤勞作業に依つて休閑地を活用耕作すること。

(ト)(ヘ) 劍道、柔道、銃劍術等の武道を勵行すること。運動競技會の開催、徒步行軍、登山、遠足等を實施して体力の向上に努めること。

五 國民生活の合理化

(イ) 食生活の合理化 榮養の改善が健康増進の基調をなすの事實に鑑み、縣民食

(チ) 本期間は氣温良好であるから冷水摩擦、乾布摩擦等の奨勵に努めること。

00295

生活の合理化、榮養改善の資料たる「榮養改善道しるべ」を五月の部落常會、隣保常會に於て常會長其の他適任者をして一讀後之が解説を行はしめ、或は本件を主題とする座談會を開催する等之が目的達成に努められたい。

(ロ) 集團榮養改善

學校、工場、鑛山、商店、事業場等に於ける集團に對して榮養供給に依る榮養の確保と指導を行ふこと。

(ハ) 自家用榮養資材の計畫的確保

自家用の榮養資材として蔬菜、家畜、養魚等の計畫的栽培並に飼養等の普及を圖ること。

(ニ) 節米による食品の適正使用

米穀偏重の觀念を是正し、代替食品の榮養的に適正なる使用を奨勵すること。

六 結核及び性病の豫防撲滅

(1) 結核の豫防撲滅

(イ) 五月一日を期して官廳、學校、會社、工場其の他各種團體に於ては昭和十四年畏くも 皇后陛下より賜りたる結核豫防に關する令旨の奉讀を行ひ、御慈旨を奉体して結核の撲滅に邁進すべき決意を新にすること。

(ロ) 健康診断の普及徹底

(1) 結核は症狀過程が甚だ慢性であるため其の罹病を發見することが困難であるから健康診断を受けることが豫防

の要諦とされてゐる關係上特に之を強調し、縣衛生課内米子診療所内、倉吉細菌検査所内の縣立健康相談所及び智頭保健所並に池田、山守、大山各縣立診療所を充分利用するやう推奨すること。

(2) 工場、事業場、事務所、學校等は本運動期間中集團検査を實施し、檢診後の指導に關しては各關係主任醫をして當らしめること。

(3) 結核患者族の豫防を徹底せしめるため、縣下各結核豫防委員は本期間中は勿論終了後に於ても患者を歴訪し家族同居者の健康診断を實施すると共に同居者に對しては感染防止並に發病防止に付て指導を行ひ、特に療養に關する指導に留意し、必要と認める者に付ては隔離施設外氣小家の設置を奨勵し、又略痰及び食器其の他患者使用物の消毒方法に付て充分指導をなすこと。

(ハ) 採光換氣の改善

結核は一に住宅病とも云はれ、本病と住宅とは密接な關係にあるので、採光換氣の不良な住宅、即ち屋内が暗く通風の悪い家は此の際簡単な硝子窓を新設し且つ夜間の換氣に

付ても氣温が急變しないやう格別の工夫を凝らし、充分外氣を流入せしめるやう指導すること。

(ニ) 外氣生活の奨励

(1) 住宅の急激な氣温の變化を避け、絶えず窓其の他を開放して充分外氣を流入せしめるやう日常生活の訓練に努めること。

(2) 各學校、工場、其の他劇場、映畫館等に於ては窓の開放を一段と積極化し其の徹底を図ること。

(3) バス内等の換氣については當該者の乗務員をして窓の開放を注意實行せしめること。

(4) 工場其の他職場に於ける従業員の戶外運動を奨励すること。

(ホ) 講演會の開催

工場其の他職場、學校等に於ては本運動期間中關係主任醫をして講演會を開催し、結核豫防思想の普及を図ること。

(ヘ) 印刷物の配布

結核豫防に關するパンフレットを送付するから部落會、町内會の指導者は本冊子に依つて之が思想の普及に努めること

(イ) 性病の豫防撲滅
講演會の開催

(1) 市街地に於ては市の主催で實施すること。

(2) 股賑産業地帯の鑛山、工場、會社等に於ては各自の主催で實施すること。

(3) 聴衆に對してはパンフレットを配布すること。

(4) ポスター及び指導者用パンフレットを配布すること。

(イ) 業態者關係に對する實施方法

(1) 業態者に此の際特に嚴密の血精検査及び淋菌検査を行ふこと。

(2) 業態地區を査察し豫防施設の不備なものは此の際改善整備せしめること。

(ハ) 婦人に對する實施方法

妊婦及び早産死産の經驗ある者は縣立各診療所、智頭保健所を利用して健康相談をなすこと。

(ニ) 一般人の無料相談及び診察

本強調期間中に於て一般病院並に開業醫に一般人の無料相談及び診察が依頼してあるから利用すること。

(ホ) 性病の撲滅は長期の努力を要するものであるから一時の運動に終らしめることなく、長期間に亘り持久的に堅實な實績を収めるやう留意すること。

◇實施上の注意

(1) 本運動は大政黨贊運動と協力して廣く國民に徹底せしめること。

(2) 官廳、學校、會社、工場、産業團體、保健衛生團體、婦人團體等の各團體と連絡を密にし、其の協力の下に本運動の徹底を期すること。

(3) 部落會、町内會等の常會に對して本要領を提示し隣組、回覽板等に依つて本運動を徹底せしめること。

(4) 講演會の開催に際しては希望に依つて警察部から講師を派遣し又は適當な講師を斡旋するから前日中に申請すること。

(イ) 中央に於ける啓發宣傳
常會指導

五月の常會徹底事項に取上げラヂオ、隣組、回覽板等で全國に徹底せしめる。

(ロ) 言論機關の動員

(1) 週報、寫眞週報に本運動に關する記事を取扱ふ。

(2) 中央に於ける新聞の指導は一般的事項は情報局に於て専門的事項は厚生省に於て取扱ふ。

(3) 情報局は婦人雜誌、幼少年雜誌、家の光等を指導して本運動に關する記事を取扱はしめる。

(ハ) 放送

情報局、厚生省に於てラヂオ放送が行はれる。

(ニ) 映畫

本運動の趣旨を盛つた映畫を映畫館其の他の場所で上映せしめる。

(ホ) 移動展覽會

日本移動展覽會をして本趣旨を盛り込んだ展覽會を廣く各地で開催せしめる。

(ヘ) ポスター、パンフレット

本運動の趣旨を表現せるポスター、又は解り易く内容を解説せるパンフレットを地方廳、關係團體を通じて配布する

◇縣に於ける啓發宣傳

(イ) 榮養改善、結核豫防、花柳病豫防等に關するポスター、パンフレットを作製配布する。

(ロ) 本運動の趣旨を盛り入れた紙芝居を各地に於て公開する。

(ハ) 講演會其の他の指導のため講師其の他の指導者を派遣する強調期間中映畫常設館其の他に於て本運動に關係の深い映畫を上映する。

(ホ) 期間中本運動に關するラヂオ放送を行ふ。

(ヘ) 映畫常設館に依頼して本期間中興行休憩時間にマイクを通

00298

日本運動の趣旨を觀客に放送する。
地方に於ける啓發宣傳

警察署、市町村、學校、工場等に於ては關係各機關と密接な連絡を保ち、本要領に基いて地方の特殊事情を加味し各地方に於ける啓發宣傳を行ふ。

青少年團振勵運動！

—四月二十九日から三日間—

(社會教育課)

來る二十九日天長節の佳節を下して全國的に青少年團員入團式が舉行せられることになつたので、本縣に於ても入團式舉行を期して二十九日から五月一日までの三日間に亘り次の如き要項に依つて縣下青少年團振勵運動を展開し、全團員の鞏固なる團員意識と之が實踐生活の徹底を圖り併せて社會の青少年團運動に關する理解を深めしめ、以て青少年團の全面的振興を期することとなつた。

- ◆入團式實施上の注意
- 1 入團式は天長節拜賀式終了後實施すること。
- 2 男女青少年團共入團資格該當者は洩れなく入團せしめること

尙ほ從來往々にして男女中等學校卒業生で入團しない者があるから特に留意せられたい。

3 團長訓示の要點は青少年團の本質を最も平易に團員の生活に即して共勵切磋し以て負荷の大任を全うせしめるやう強調すること。

4 入團式の場所は青少年團の發足に鑑み成るべく氏神前を選び或は青年學校、國民學校、公會堂等に於て舉行すること。尙ほ神前に於て舉行する場合は神社側と充分連絡して行事日程を樹てること。

5 諸行事は常に團員の自發的行動を尊重すること。

◆青少年常會

時局下相應の申合事項を決定すると共に特に左記三項の徹底を圖ること。尙ほ開催方法は各地域に於て研究し、之が活用は慎重考慮を拂ひ徹底を期すること。

1 諸會合の折は團服を着用し必ず團員章を佩用すること。團員章には指導者略章と團員略章とがあつて、東京の日本青年館需品部で一枚一錢五厘で販賣してゐるから各都市團で取纏めて購入せられたい。着用方法は右胸物入中央上部に水平に縫着けるのである。

2 團員相互間の敬禮、指導者に對する敬禮の實施。

00299

3 綱領の意義と其の齊唱法の徹底。

◆曉天動員

團員の生活地域に即して全團員(新人團員を含む)を動員し神社境内、陸海軍墓地、陣歿者墓碑地、郷士の忠臣孝子、先覺者、青少年團功勞者墓地の清掃、出征家族の援護、其の他青少年團戰時實踐指針要目に従つて適當な行事を實施し、終つて引續き團分列等を行ひ團體訓練の徹底を期し、團員相互の交驩親睦を圖るやうにすること。

◆青少年團振勵協議會

各都市町村青少年團に於て各種團体の有力者及び青少年團に關し特に深い理解を有する者を招聘し、青少年團運動の促進に側面の協力と理解を圖り、入團資格該當者の入團勸奨に關し協力方を協議すること。

◎度量衡講習生採用

- 一 講習 期間 九月一日ヨリ同年十二月二十四日まで
- 二 願書受付期間 五月十五日限(履歴書並健康診斷書添付)
- 三 開催 場所 商工省
- 四 受講資格者 度量衡事務ニ從事シ若ハ從事セシムル者ニ

- シテ左ノ各號ノ一ニ該當シ地方長官ノ推薦ニ係ル者ノ中ヨリ採用ス
- 1 中學校又ハ之ト同等以上ノ學校ヲ卒業シタル者
 - 2 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者
 - 3 採用試験ニ合格シタル者
- 採用試験ハ中學校卒業ノ程度ニ依リ左ノ科目ニ就キ鳥取縣廳ニ於テ行フ
- 數學(代數、幾何、三角法、算術)物理、英語
- 五 講習生採用人員 四十名
 - 六 講習學科 法令、度量衡學、計量器學、機械學、實習
 - 七 補習修了者ニハ修了證書ヲ交付ス
 - 八 其他詳細ハ鳥取縣廳度量衡檢定所ニ照會セラレ度

兵器獻納資源回收 運動醜出金報告

金額	町村名
一金貳拾九圓	西伯郡春日村
一金拾五圓拾四錢	氣高郡明治村
一金貳百五拾九圓八拾貳錢	米子市
一金貳拾八圓參錢	氣高郡末恒村

- 一金七拾五圓五拾錢 東伯郡浦安町
- 一金拾圓六拾五錢 東伯郡旭村
- 一金參拾壹圓八拾九錢 西伯郡大國村
- 一金四圓六拾壹錢 岩美郡網代村
- 一金拾貳圓拾貳錢 東伯郡小鹿村
- 一金百七拾壹圓六拾參錢 東伯郡倉吉町
- 一金貳拾九圓六拾錢 氣高郡青谷町
- 一金拾四圓九拾錢 八頭郡山郷村

◎ 行旅死亡人

- 奈良縣山邊郡東里村長扱
 - 一本籍 奈良縣添上郡帶解町今市三八四ノ四
 - 戸主ヤスエ從兄 木俣留吉
 - 明治十年八月十八日生 男
 - 舊氏名 森田留吉 通稱 どじよ留
 - 扶養義務者
 - 戸主ヤスエ 所在不明 其他扶養義務者ナシ
 - 一本籍地發途ノ原因年月日ノ經歷
 - 本人生前ノ言ニ依レバ幼少ノ時森田家ヨリ木俣家へ養子ニ行キ直チニ流浪郡介野村、東里村、三本松村方面ニ轉々居住スルコト四五十年以上ニ及ブ趣キ
 - 一 着衣、所持品又ハ遺留品
 - 絆天股引地下足袋ヲ穿ツ 所持品胸丸籠(魚入)どじよ掬現金二圓五十錢
 - 遺留品(野小屋ニアリタル物)夜具ネル襦袢 鍋
- 右昭和十六年八月六日午後一時頃宇陀郡三本松村大字向淵領小字

サビ田道路上ニ行倒レアルヲ發見各方面照會セシガ引取人無キタメ東里村大字多田共同墓地ニ埋葬ス
右心當リノ向ハ直接該町村宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 奈良縣生駒郡三郷村長扱
 - 一本籍住所氏名不詳ノ男 推定年齢六十歳位
 - 一人 相
 - 丈五尺一寸五分顔稍々丸顔頭髮白毛交リニシテ丸刈中肉眉毛特ニ長シ
 - 一 着衣並攜帶品
 - 木綿黒地ニ茶袴縮筒袖袷瓦斯織黒地茶袴縮綿人絆天ヲ着シ人絹黒ノ兵古帶ヲナシ毛糸様ノ德利シャツ及メリヤス袖無シャツズボン黒足袋ヲ穿ツ現金二錢及綿様ノ紙入ヲ腹巻ニ在中セリ
 - 右昭和十六年十二月十一日午後六時頃生駒郡三郷村大字勢野小字西勢野領大和川水面ニ漂着溺死セルヲ發見
 - 右心當リノ向ハ直接該町村宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一本籍 住所、氏名不詳、男
 - 年齢四十五歳位、体格中肉、胸部妙布點付、身長五尺二寸、頭髮五分刈、顔面長、顔色口耳眼普通、鼻稍高ク、著衣ネズミ色メリヤス褐色、ジャケツ紺及綿服各一着、國防色ズボン、黒色ゲートル、合帽子、十文半地下足袋、所持品本人寫眞四枚手帳ニユーム辨當箱白米二合、餅九ツ妙布ワカモト地下足袋ノゴム底、手袋四、大形クワイロ、石鹼箱、髮削、ツキトウシ、ハツ割、下駄ヲ入レタモス模様人布呂敷包一ヶ
 - 右心當リノ向ハ直接該町村宛照會相成度

昭和十七年四月二十八日印刷
昭和十七年四月二日 日發行

鳥取縣 鳥取市東町 發行所
鳥取縣 鳥取市東町 發行所
鳥取縣 鳥取市東町 發行所
鳥取縣 鳥取市東町 發行所
鳥取縣 鳥取市東町 發行所
鳥取縣 鳥取市東町 發行所